

---

 Sensitive List
 

---

## デュアルユース貨物及び技術の機微な品目リスト

**注意** 省略されたエントリーが用いられている場合、完全な詳細についてはデュアルユース貨物又は技術のリストを参照のこと。デュアルユース貨物又は技術のリストと異なる文には網掛けをしている。

## Category 1

1. A. 2. a. 1. “複合材料”の構造物又は積層体であって、有機物を“マトリックス”とするもの及び 1. C. 10. c. 若しくは 1. C. 10. d. で指定される“ファイバー又はフィラメント材料”から製造されたもの。
1. C. 1. 電磁波放射を吸収するために特別に設計した材料...
1. C. 7. c. セラミック“マトリックス”“複合”材料...
1. C. 7. d. 2016 年以降使用されていない。
1. C. 10. c. & 1. C. 10. d. “ファイバー又はフィラメント材料”...
1. C. 12. 材料であって、次のいずれかに該当するもの...
1. D. 2 本リストで指定される有機物、金属又は炭素を“マトリックス”とする積層体又は“複合材料”の“開発”のための“ソフトウェア”。
1. E. 1. 本リストの 1. A. 2. 又は 1. C. で指定される装置又は材料の“開発”又は“製造”のための General Technology Note の対象となる“技術”。
1. E. 2. e. & 1. E. 2. f. その他の“技術”...

## Category 2

2. B. 1. a. 2002 年以降使用されていない
2. B. 1. b. 2002 年以降使用されていない
2. B. 1. d. 2002 年以降使用されていない
2. B. 1. f. 2002 年以降使用されていない
2. B. 3. 2002 年以降使用されていない
2. D. 1 ソフトウェア” (2. D. 2. で指定されるものを除く) であって、次のいずれかに該当する装置の“開発”又は“製造”のために特別に設計されたもの：  
 a. 2. B. 1. a. 、 2. B. 1. b. 1. 、 又は 2. B. 1. b. 2 で指定されるものであって、いずれか一軸以上の直線軸の“一方向位置決め繰返し性”が、 $0.9\mu\text{m}$  以下の(良い)もの；  
 b. 2. B. 1. b. 3. 、 2. B. 1. d. 、 2. B. 1. f. 又は 2. B. 3. で指定されるもの。
2. E. 1. 次のいずれかに該当する装置又は“ソフトウェア”の“開発”に係る General Technology Note の対象となる“技術”：  
 a. 2. B. 1. a. 、 2. B. 1. b. 1. 、 又は 2. B. 1. b. 2 で指定される装置であって、いずれか一軸以上の直線軸の“一方向位置決め繰返し性”が、 $0.9\mu\text{m}$  以下の(良い)もの；  
 b. 2. B. 1. b. 3. 、 2. B. 1. d. 、 2. B. 1. f. 又は 2. B. 3. で指定される装置。  
 c. 本リストの 2. D. で指定される“ソフトウェア”；

## Sensitive List

2. E. 2.

次のいずれかに該当する装置の“製造”に係る General Technology Note の対象となる“技術”：

- a. 2. B. 1. a.、2. B. 1. b. 1.、又は 2. B. 1. b. 2 で指定されるものであって、いずれか一軸以上の直線軸の“一方向位置決め”の繰返し性が、 $0.9\mu\text{m}$  以下の（良い）もの；
- b. 2. B. 1. b. 3.、2. B. 1. d.、2. B. 1. f. 又は 2. B. 3. で指定されるもの。

## Category 3

3. A. 1. b. 2.

“モノリシックマイクロ波集積回路”（“MMIC”）増幅器であって、次のいずれかに該当するもの：

- a. 定格動作周波数が 2. 7GHz 超 6. 8GHz 以下であって、“比帯域幅”[瞬時帯域幅を中心周波数で除した値（以下、同様）]が 15%を超えるもののうち、次のいずれかに該当するもの：
  1. 動作周波数が 2. 7GHz 超 2. 9GHz 以下であって、ピーク飽和出力値が 300W（54. 8dBm）を超えるもの；
  2. 動作周波数が 2. 9GHz 超 3. 2GHz 以下であって、ピーク飽和出力値が 300W（54. 8dBm）を超えるもの；
  3. 動作周波数が 3. 2GHz 超 3. 7GHz 以下であって、ピーク飽和出力値が 300W（54. 8dBm）を超えるもの；又は
  4. 動作周波数が 3. 7GHz 超 6. 8GHz 以下であって、ピーク飽和出力値が 120W（50. 8dBm）を超えるもの；
- b. 定格動作周波数が 6. 8GHz 超 12GHz 以下であって、“比帯域幅”が 10%を超えるもののうち、次のいずれかに該当するもの：
  1. 動作周波数が 6. 8GHz 超 8. 5GHz 以下であって、ピーク飽和出力値が 25W（44dBm）を超えるもの；又は
  2. 動作周波数が 8. 5GHz 超 12GHz 以下であって、ピーク飽和出力値が 25W（44dBm）を超えるもの；

3. A. 1. b. 3.

マイクロ波用ディスクリートトランジスタであって、次のいずれかに該当するもの：

- a. 定格動作周波数が 2. 7GHz 超 6. 8GHz 以下であって、次のいずれかに該当するもの：
  1. 動作周波数が 2. 7GHz 超 2. 9GHz 以下以下であって、ピーク飽和出力値が 600W（57. 8dBm）を超えるもの；
  2. 動作周波数が 2. 9GHz 超 3. 2GHz 以下以下であって、ピーク飽和出力値が 600W（57. 8 dBm）を超えるもの；
  3. 動作周波数が 3. 2GHz 超 3. 7GHz 以下以下であって、ピーク飽和出力値が 600W（57. 8dBm）を超えるもの；又は
  4. 動作周波数が 3. 7GHz 超 6. 8GHz 以下以下であって、ピーク飽和出力値が 130W（51. 2dBm）を超えるもの；
- b. 定格動作周波数が 6. 8GHz 超 12GHz 以下であって、次のいずれかに該当するもの：
  1. 動作周波数が 6. 8GHz 超 8. 5GHz 以下以下であって、ピーク飽和出力値が 130W（51. 2dBm）を超えるもの；又は
  2. 動作周波数が 8. 5GHz 超 12GHz 以下以下であって、ピーク飽和出力値が 60W（47. 8dBm）を超えるもの；

3. A. 2. g. 1.

原子周波数標準器... “宇宙用に設計”したもの

3. B. 1. a. 2.

2011 年以降使用されていない

---

**Sensitive List**


---

3. D. 1.                   本リストの 3. A. 2. g. で指定される装置の”開発”又は”製造”のために特別に設計した”ソフトウェア”。
3. E. 1.                   本リストの 3. A. で指定される装置の”開発”又は”製造”に係る General Technology Note の対象となる”技術”。

**Category 4**

4. A. 1. a. 2.               電子計算機... 放射線照射に耐えられるもの；
4. A. 3. b.                 2002 年以降使用されていない
4. A. 3. c.                 2001 年以降使用されていない
4. D. 1.                   2022 年以降使用されていない
4. E. 1.                   2022 年以降使用されていない

**Category 5 – Part 1**

5. A. 1. b. 3.               無線装置であって ...
5. A. 1. b. 5.               デジタル制御の無線受信機であって...
5. A. 1. h.                 簡易爆発装置 (IEDs) に対抗する装置及び関連装置であって...
5. B. 1. a.                 本リストの 5. A. 1 で指定される装置、機能又は性能の”開発”又は”製造”のために特別に設計した装置並びにこの装置のために特別に設計した部分品又は附属品。

5. D. 1. a.	本リストの 5. A. 1. で指定される装置、機能又は性能の”開発”又は”製造”のために特別に設計した”ソフトウェア”。
5. D. 1. b.	2014 年以降使用されていない
5. E. 1. a.	本リストの 5. A. 1. で指定される装置、機能若しくは性能又は本リストの 5. D. 1. a. で指定される”ソフトウェア”の”開発”又は”製造”に係る General Technology Note の対象となる”技術”。
<b>Category 5 – Part 2</b>	- ナシ

## Sensitive List

Category 6	
6. A. 1. a. 1. b.	<p>水中探知装置のために設計したシステム又は送受信アレーであって、次のいずれかに該当するもの：</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 送信周波数が 5kHz 未満のもの又は動作周波数が 5kHz 以上 10kHz 以下であって、音圧レベル（音源から 1m の距離で音圧が 1・Pa である場合を 0dB としたときのものをいう）が 224dB を超えるもの；</li> <li>2. 音圧レベルが 224dB を超えるもの...</li> <li>3. 音圧レベルが 235dB を超えるもの...</li> <li>4. 音響ビームを形成することができるもの...</li> <li>5. 計測距離が 5, 120m を超えるように設計したもの...</li> <li>6. 1, 000m を超える水深での圧力に耐えるように設計したもの...</li> </ol>
6. A. 1. a. 1. e.	単独のアクティブソナーであって...
6. A. 1. a. 2. a. 1.	ハイドロホンであって... 可撓性を有する連続的な検出素子を組み込んだもの...
6. A. 1. a. 2. a. 2.	ハイドロホンであって... 可撓性を有する連続的な検出素子を組み込んだもの...
6. A. 1. a. 2. a. 3.	ハイドロホンであって... 次のいずれかの検出素子を有するもの...
6. A. 1. a. 2. a. 5.	ハイドロホンであって... 35m を超える水深で使用することができるように設計したもの...
6. A. 1. a. 2. a. 6.	ハイドロホンであって... 35m を超える水深で使用することができるように設計したもの...
6. A. 1. a. 2. b.	えい航ハイドロホンアレーであって...
6. A. 1. a. 2. c.	えい航ハイドロホンアレーでリアルタイム用途のために特別に設計した信号処理装置であって、“使用者によるプログラムの書換えが可能なもの”のうち、時間領域又は周波数領域の処理及び相関（高速フーリエ等の変換又は処理を用いたスペクトル分析、デジタルフィルタリング及びビーム成形を含む）を行うことができるもの；
6. A. 1. a. 2. d.	ヘディングセンサーであって...
6. A. 1. a. 2. e.	<p>海底用又は港湾用ケーブル方式のハイドロホンアレーであって、次のいずれかに該当するもの：</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. ハイドロホンを組み込んだもの... 又は</li> <li>2. ハイドロホングループの信号を多重化して処理することができるモジュールを組み込んだものであって...</li> </ol>
6. A. 1. a. 2. f.	<p>海底用又は港湾用ケーブルシステムでリアルタイム用途のために特別に設計した信号処理装置であって、“使用者によるプログラムの書換えが可能なもの”のうち、時間領域又は周波数領域の処理及び相関（高速フーリエ等の変換又は処理を用いたスペクトル分析、デジタルフィルタリング及びビーム成形を含む）を行うことができるもの；</p>
6. A. 2. a. 1. a. 、 b. 及び c.	“宇宙用に設計”した固体の光検出器であって...
6. A. 2. a. 1. d.	“宇宙用に設計”した“フォーカルプレーンアレー”であって...

---

 Sensitive List
 

---

6. A. 2. a. 2. a. イメージ増強管であって...
1. ...で最大感度を有するもの
  2. 電子イメージの増倍機能を有するものであって
  3. 次に掲げるいずれかの光電陰極:
    - a. 主材料にマルチアルカリ（例えば、S-20 及び S-25）を用いた光電陰極であって、ルーメン感度が 700 マイクロアンペア毎ルーメンを超えるもの；
    - b. 主材料に砒化ガリウム又は砒化インジウムガリウムを用いた光電陰極；
    - c. 主材料にその他の“Ⅲ－Ⅴ族化合物”半導体を用いた光電陰極。
6. A. 2. a. 2. b. イメージ増強管であって...

6. A. 2. a. 3. “宇宙用に設計”していない“フォーカルプレーンアレー”であって...；

Note 3

6. A. 2. a. 3. は、本リストに掲げる次の“フォーカルプレーンアレー”には適用されない：

- a. 白金シリコン (PtSi) を用いた“フォーカルプレーンアレー”であって、素子の数が 10,000 未満のもの；
- b. イリジウムシリコン (IrSi) を用いた“フォーカルプレーンアレー”。

Note 4

6. A. 2. a. 3. は、本リストに掲げる次の“フォーカルプレーンアレー”には適用されない：

- a. アンチモン化インジウム (InSb) 又はセレン化鉛 (PbSe) を用いた“フォーカルプレーンアレー”であって、素子の数が 256 未満のもの；
- b. 砒化インジウム (InAs) を用いた“フォーカルプレーンアレー”；
- c. 硫化鉛 (PbS) を用いた“フォーカルプレーンアレー”；
- d. 砒化インジウムガリウム (InGaAs) を用いた“フォーカルプレーンアレー”。

Note 5

6. A. 2. a. 3. は、本リストに掲げるテルル化水銀カドミウム (HgCdTe) を用いた“フォーカルプレーンアレー”であって、次のいずれかに該当するものには適用されない：

- a. ‘スキャンングアレー’であって、次のいずれかに該当するもの：
  1. 素子の数が 30 以下のもの；又は
  2. 同一検出素子内に時間遅延及び積分機能を有するものであって、素子の数が 2 以下のもの；
- b. ‘ステアリングアレー’であって、素子の数が 256 未満のもの。

Technical Notes

1. ‘スキャンングアレー’は、像を生成するためにシーケンシャルな方法で情景を映す光学スキャンング装置で用いるために設計された“フォーカルプレーンアレー”をいう；
2. ‘ステアリングアレー’は、情景を映す非スキャンング式の光学装置で用いるために設計された“フォーカルプレーンアレー”をいう。

## Sensitive List

## 6. A. 2. a. 3. (続き)

Note 6

6. A. 2. a. 3. は、本リストに掲げる次の“フォーカルプレーンアレー”には適用されない：

- a. 砒化ガリウム (GaAs) 又は砒化アルミニウムガリウム (GaAlAs) を用いた量子井戸“フォーカルプレーンアレー”であって、素子の数が 256 未満のもの；
- b. マイクロボロメータ [微細化された熱型センサ] を使用した“フォーカルプレーンアレー”であって、素子の数が 8,000 未満のもの。

Note 7

6. A. 2. a. 3. g. は、“フォーカルプレーンアレー”であって、“電荷増倍”<sup>1)</sup> ~~電荷増倍~~を行うように特別に設計又は改造したもののうち、次のいずれかに該当するものには適用されない：

- a. 要素素子を線形（一次元）に配列したものであって、要素素子の数が 4,096 以下のもの；
- b. 要素素子を非線形（二次元）に配列したものであって、次のすべてに該当するもの：
  1. すべての要素素子の数が 250,000 以下のもの；かつ
  2. 一方向の最大の要素素子の数が 4,096 以下のもの。

Note 8

2018 年以降使用されていない

## 6. A. 2. b.

“モノスペクトルイメージセンサー”及び“マルチスペクトルイメージセンサー”であって...

## 6. A. 2. c.

‘直視型’のイメージング装置であって、次のいずれかを組み込んだもの：

1. 本リストの 6. A. 2. a. 2. a. 又は 6. A. 2. a. 2. b. にリストされる特性を有するイメージ増強管；
2. 本リストの 6. A. 2. a. 3. にリストされる特性を有する“フォーカルプレーンアレー”；又は
3. 6. A. 2. a. 1. にリストされる特性を有する固体の光検出器；

## 6. A. 2. e.

2008 年以降使用されていない

注意 エントリーは 2008 年に 6. A. 2. a. 1. d. に移動した。

## 6. A. 3. b. 3.

本リストの 6. A. 2. a. 2. a. 又は 6. A. 2. a. 2. b. にリストされる特性を有するイメージ増強管を組み込んだイメージングカメラ；

Note 6. A. 3. b. 3. は、水中での使用のために特別に設計又は改造したイメージングカメラには適用されない。

## 6. A. 3. b. 4.

“フォーカルプレーンアレー”を組み込んだイメージングカメラであって、次のいずれかに該当するもの：

- a. 本リストの 6. A. 2. a. 3. a. から 6. A. 2. a. 3. e. で指定される“フォーカルプレーンアレー”を組み込んだもの；
- b. 本リストの 6. A. 2. a. 3. f. で指定される“フォーカルプレーンアレー”を組み込んだもの；
- c. 本リストの 6. A. 2. a. 3. g. にリストされる“フォーカルプレーンアレー”を組み込んだもの。



## Sensitive List

6. A. 3. b. 4. Note 1 ...  
Note 2 ...  
Note 3 ...  
Note 4 ...  
Note 5 6. A. 3. b. 4. c. は、水中での使用のために特別に設計又は改造したイメージングカメラには適用されない。
6. A. 3. b. 5. 6. A. 2. a. 1. で指定される固体の光検出器を組み込んだイメージングカメラ。
6. A. 4. c. “宇宙用に設計”した光学部品であって...  
6. A. 4. d. 光学器械又は光学部品の制御装置であって...
6. A. 6. a. 2006 年以降使用されていない  
6. A. 6. a. 1. “磁力計”... “超伝導”(SQUID)の“技術”を利用したものであって...  
6. A. 6. a. 2. “磁力形”... 光ポンプ又は核磁気共鳴(陽子/オーバーハウザー)の“技術”を利用した“磁力計”であって、‘感度’(帯域周波数の平方根当たりで表した実効値)が2 ピコテスラ未満の(より良い)もの;
6. A. 6. c. 1. “磁場勾配計”であって、本リストの6. A. 6. a. 1 又は6. A. 6. a. 2 で指定される“磁力計”を2 以上用いたもの;
6. A. 6. d. 次のいずれかのための“校正装置”:  
1. 6. A. 6. a. 2. で指定される磁気センサーであって、光ポンプ又は核磁気共鳴(陽子/オーバーハウザー)“技術”を利用したもののうち、これらのセンサーが、2 ピコテスラ未満の(より良い)“感度”(帯域周波数の平方根当たりで表した実効値)を実現することを可能にするもの。  
2. 6. A. 6. b. で指定される水中電場センサー。  
3. 6. A. 6. c. で指定される“磁場勾配計”であって、これらのセンサーが、3 ピコテスラ毎メートル未満の(より良い)“感度”(帯域周波数の平方根当たりで表した実効値)を実現することを可能にするもの。
6. A. 6. e. 本リストの6. A. 6. a. 1. 又は6. A. 6. a. 2. で指定される“磁力計”を組み込んだ水中電磁受信機。
6. A. 6. g. 2006 年以降使用されていない
6. A. 6. h. 2006 年以降使用されていない
6. A. 8. d. 合成開口レーダー(SAR)、逆合成開口レーダー(ISAR)又は側方監視レーダー(SLAR)として使用することができるもの;  
6. A. 8. h. レーダーシステム... レーダー信号処理を使用するもの...  
6. A. 8. k. レーダーシステム... “信号処理”サブシステムを有するもの...
6. A. 8. l. 3. 2011 年以降使用されていない
6. B. 8. パルスレーダー断面積計測装置であって...

---

 Sensitive List
 

---

6. D. 1. 本リストの 6. A. 4、6. A. 8 又は 6. B. 8. で指定される装置の“開発”又は“製造”のために特別に設計した“ソフトウェア”。
6. D. 3. a. “ソフトウェア”であって、次のいずれかに該当するもの：...
6. E. 1. 6. A、6. B、6. C. 又は 6. D. で指定される装置、材料又は“ソフトウェア”の“開発”に係る General Technology Note の対象となる“技術”。
6. E. 2. 本リストの 6. A. 又は 6. B. で指定される装置の“製造”に係る General Technology Note の対象となる“技術”。

## Category 7

7. D. 2. ... を動作又はメンテナンスするための“ソースコード”
7. D. 3. a. ... ことができるように特別に設計又は改造した“ソフトウェア”
7. D. 3. b. ... のための“ソースコード”
7. D. 3. c. 2013 年以降使用されていない
7. D. 3. d. 1. to 4. & 7. 2012 年以降使用されていない
7. D. 4. a. から d. 及び g. “ソースコード”であって、…で指定される“開発”“技術”を用いたもの
7. E. 1. & 7. E. 2. ... の“開発”に係る General Technology Note の対象となる“技術”

## Category 8

8. A. 1. b. 有人式で繫索式でない潜水艇であって...
8. A. 1. c. 無人式の潜水艇であって...
8. A. 1. d. 2018 年以降使用されていない
8. A. 2. b. 本リストの 8. A. 1. で指定される潜水艇の航行を自動制御するために特別に設計又は改造したシステムであって、航法データを使用し、かつ、クローズドループサーボ制御方式であるもののうち、次のいずれかに該当するもの：  
 1. ... を移動することができるもの  
 2. ... を保持することができるもの  
 3. ... を保持することができるもの
8. A. 2. h. 水中用に特別に設計した“ロボット”であって...
8. A. 2. j. 大気から遮断された状態で使用することができる動力装置であって...
8. A. 2. o. 3. 船舶に使用することができるように設計した防音装置であって...
8. A. 2. p. ポンプジェット推進装置であって...
8. D. 1. 本リストの 8. A. に掲げる装置の“開発”又は“製造”のために特別に設計した“ソフトウェア”。
8. D. 2. 特定の“ソフトウェア”...
8. E. 1. 本リストの 8. A. で指定される装置の“開発”又は“製造”に係る General Technology Note の対象となる“技術”。



---

 Sensitive List
 

---

8. E. 2. a. その他の“技術”であって...
- Category 9
9. A. 11. ラムジェットエンジン、スクラムジェットエンジン又は複合サイクルエンジン...
9. B. 1. 製造用の装置、工具及び治具であって、次のいずれかに該当するもの：  
 a. 一方向性凝固又は単結晶の鑄造のための装置；  
 b. 耐熱金属製又はセラミック製の鑄造用工具であって、次のいずれかに該当するもの：  
   1. コア；  
   2. シェル（モールド）；  
   3. コア及びシェル（モールド）ユニットを組み合わせたもの；  
 c. “超合金”用に設計した一方向性凝固又は単結晶の積層造形を行う装置。
9. D. 1. 本リストの 9. A.、9. B. 又は 9. E. 3. で指定される装置又は“技術”の“開発”のために特別に設計又は改造した“ソフトウェア”。
9. D. 2. 本リストの 9. A. 又は 9. B. で指定される装置の“製造”のために特別に設計又は改造した“ソフトウェア”。
9. D. 4. a. その他の“ソフトウェア”であって、... 二次元又は三次元の粘性流れのための“ソフトウェア”...
9. D. 4. c. その他の“ソフトウェア”であって、... するために特別に設計した“ソフトウェア”...
9. E. 1. General Technology Note の対象となる“技術” ...
9. E. 2. General Technology Note の対象となる“技術”...
9. E. 3. a. 1 から 5. 及び  
 9. E. 3. a. 8.  
 9. E. 3. h. ...のために“必要な”“技術”  
 ガスタービンエンジンの“フルオーソリティーデジタルエンジン制御システム”のために“必要な”“技術”であって、...